

○総務省令第六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四号第三の二の表中「船舶自動識別装置」を「船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。